

# 災害時における医薬品等の供給・管理等に関する要領

平成 29 年 11 月

北海道

- 目 次 -

<b>第1</b>	<b>目的等</b>	
1	目的	・・・ 1
2	位置付け	・・・ 1
3	用語	・・・ 1
<b>第2</b>	<b>関係機関・団体の役割と連携体制の整備</b>	
1	関係機関・団体の役割	・・・ 2
2	連携体制の整備	・・・ 2
<b>第3</b>	<b>災害時に備えた事前の準備</b>	
1	医薬品等の備蓄・確保	・・・ 4
2	緊急通行車両に係る事前手続き	・・・ 5
3	連絡体制の整備	・・・ 6
4	停電対策	・・・ 6
5	災害時における医薬品等供給体制の周知	・・・ 6
<b>第4</b>	<b>災害時における医薬品等の供給・管理</b>	
1	医薬品等の供給要請	・・・ 7
2	医薬品等の供給	・・・ 7
3	医薬品等の配送	・・・ 10
4	医薬品等の供給管理	・・・ 12
5	支援医薬品等の受入・管理	・・・ 12
6	医薬品等の偏在防止	・・・ 13
<b>第5</b>	<b>被災地における医薬品等のニーズ把握と供給調整</b>	
1	医薬品等の需給情報の収集・提供	・・・ 14
2	被災地における医薬品等の供給調整	・・・ 15
3	救護班等における医薬品等に係る対応	・・・ 15
<b>第6</b>	<b>その他</b>	・・・ 16
<b>&lt;資料編&gt;</b>		
資料1	「災害時の医療救護活動に関する協定」(北海道薬剤師会)	・・・ 資 1
資料2	「災害時における医薬品等の供給に関する協定」(北海道医薬品卸売業協会)	・・・ 資 3

資料3 「災害時における医療機器等の供給に関する協定」 (北海道医療機器販売業協会)	・・・資 5
資料4 「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定」 (日本産業・医療ガス協会北海道地域本部)	・・・資 7
資料5 「緊急通行車両に係る申請手続き」	・・・資 9
資料6 「災害時医薬品等要請フロー及び様式」	・・・資 12
資料7 「災害派遣等従事車両に係る高速道路の通行方法」	・・・資 18
資料8 「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」	・・・資 19
資料9 「災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書」 (社団法人北海道トラック協会)	・・・資 23
資料10 「災害時における輸送車両提供の協力に関する協定」 (北海道地区レンタカー協会連合会)	・・・資 29
資料11 「北海道地域防災計画「第27節ヘリコプター活用計画」	・・・資 37
資料12 「北海道地域防災計画「第28節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」	・・・資 38
資料13 「災害時における緊急・救援輸送等に関する協定」(北海道旅客船協会)	・・・資 43
資料14 「救護班派遣等調整本部設置要領」及び「地域災害医療対策会議設置要領(案)」 (北海道保健福祉部)	・・・資 48
資料15 「北海道災害薬事コーディネータ設置要領(案)」(北海道保健福祉部)	・・・資 51
資料16 「救護班間での医薬品等の情報伝達」	・・・資 53
資料17 「災害時における医薬品等の費用負担」	・・・資 54

#### <マニュアル編>

1 「災害時備蓄医薬品等の供給マニュアル(北海道)」	・・・マ 1
2 「北海道医薬品災害対策マニュアル(北海道医薬品卸売業協会)」	・・・マ 22
3 「災害時の対応マニュアル(日本医療機器販売業協会)」	・・・マ 29
4 「北海道地域本部災害時マニュアル (日本産業・医療ガス協会北海道地域本部)」	・・・マ 57

#### <関係機関一覧>

1 「総合振興局(振興局)防災担当窓口」	・・・関 1
2 「市町村防災担当窓口」	・・・関 2
3 「北海道警察警察署一覧」	・・・関 8
4 「災害拠点病院一覧」	・・・関 10

# 第 1 目的等

## 1 目的

本要領は、大規模な災害時において、北海道(以下「道」という。)及び関係機関・団体が連携・協力し、救護所等において医療救護活動にあたる実施機関に対し、医薬品等を円滑に供給するとともに、救護所等における医薬品等の適切な管理等を行うことを目的に定めたものです。

## 2 位置付け

道では、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、北海道防災会議において、昭和 39 年 4 月に「北海道地域防災計画」を作成しています。

この計画においては、医療救護を実施するため、医療救護計画が定められており、道は、市町村から医薬品等の供給について要請を受けたときは、道が備蓄する医薬品等を供給するほか、医薬品等の調達について関係機関・団体に対し要請又は斡旋を行うとともに、状況に応じて道立医療機関が所有している医薬品等を供給することとしています。

本要領は、北海道地域防災計画に定める医療救護計画に基づく「医薬品等の供給・管理等に關する要領」として位置付けるものです。

## 3 用語

この要領において使用する用語は、それぞれ次のとおりとする。

「医薬品等」とは、医薬品、医療材料等医療機器、医療用ガス、医療用ガス供給機器及び血液製剤(赤血球製剤など輸血用血液製剤)をいう。

「医療関係団体」とは、北海道医師会、北海道歯科医師会及び北海道薬剤師会その他医療救護活動を行う団体をいう。

「医薬品等関係団体」とは、北海道医薬品卸売業協会、北海道医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会北海道地域本部、北海道赤十字血液センターその他医薬品等の供給を行う事業者の団体をいう。

「医療救護活動実施機関」とは、救護所や避難所、災害拠点病院等において医療救護活動にあたる実施機関をいう。

「救護所」とは道または市町村が設置する医療救護活動を行う場所をいい、医療救護計画において、適時適切な場所に設置するとされている。

## 第2 関係機関・団体の役割と連携体制の整備

### 1 関係機関・団体の役割

この要領は、災害時における医薬品等の供給・管理等を円滑に行うため、道及び市町村等の医療救護活動実施機関、医療関係団体及び医薬品等関係団体の実施事項などを定めたものです。大規模な災害の発生時には、平常時に想定されない事態も考えられることから、この要領によるほか、臨機応変の対応とともに、関係機関・団体相互のより緊密な連携による対応が重要です。

#### (1) 北海道

道は、災害時において、道が備蓄する医薬品等の供給のほか、被災地のニーズに応じた医薬品等の調達や供給対応が円滑に実施できるよう、医療関係団体及び医薬品等関係団体との連携体制を整備する。

#### (2) 市町村等の医療救護活動実施機関

市町村等の医療救護活動実施機関は、災害時においては、この要領に基づき、医薬品等の供給要請を行うとともに、救護所等における医薬品等の適切な管理等が図られるよう協力する。

#### (3) 医療関係団体、医薬品等関係団体

医療関係団体及び医薬品等関係団体は、会員及び加盟各社に対し、平常時から災害時における医薬品等の供給体制について周知するとともに、災害時においては、この要領に基づき、道と連携を密にして、医薬品等の円滑な供給・管理等が図られるよう協力する。

#### (4) 医療機関・薬局

医療機関及び薬局は、災害時において、医薬品等の円滑な供給・管理等について、道から医療関係団体を通じて、協力要請があった場合には、協力する。

### 2 連携体制の整備

道は、災害発生時において、市町村等からの支援要請による救護班の派遣調整や医薬品等の供給調整などを行い、迅速かつ的確な医療救護活動を実施するため、北海道医師会や北海道薬剤師会、基幹災害拠点病院等で構成する「救護班派遣等調整本部」を設置するこ

ととしている。

また、振興局に関係機関・団体等で構成する「地域災害医療対策会議」を設置し、被災地における医療ニーズや医薬品等のニーズを迅速かつ的確に把握の上、地域の関係機関・団体等との連携のもと、救護班の配置調整や医薬品等の供給調整などを行うこととしている。

## 第3 災害時に備えた事前の準備

### 1 医薬品等の備蓄・確保

#### (1) 北海道

道は、災害時に必要となる緊急医薬品のうち、主に外科系の処置に使用される13薬効群等の医薬品及び衛生材料について、災害時備蓄医薬品等として、医薬品にあつては、医薬品卸売販売業者3社、衛生材料及び医療用品にあつては、医療機器販売業者2社において、第3次医療圏ごとに備蓄（流通備蓄）している。

マニュアル1 災害時備蓄医薬品等の供給マニュアル

#### (2) 北海道薬剤師会

北海道薬剤師会は、道内薬局における医薬品の備蓄や流通状況について、北海道医薬品卸売業協会等との連携のもと、情報の収集と一元化につとめ、会員薬局への情報提供のための連絡体制とともに、災害時の医療救護活動に従事する薬剤師の派遣体制を整備する。

資料1 災害時の医療救護活動に関する協定

#### (3) 北海道医薬品卸売業協会

北海道医薬品卸売業協会は、加盟各社において、医療機関等に安定供給が可能な医薬品の流通在庫を確保するとともに、販売メーカーにおいて医薬品の供給上の問題が発生した場合には、速やかに医療機関等への連絡並びに調達・供給対応策が講じられるよう必要な体制を整備する。

資料2 災害時における医薬品等の供給に関する協定

#### (4) 北海道医療機器販売業協会

北海道医療機器販売業協会は、加盟各社において、医療機関等に安定供給が可能な医療材料等医療機器の流通在庫を確保するとともに、販売メーカーにおいて医療材料等医療機器の供給上の問題が発生した場合には、速やかに医療機関等への連絡並びに調達・供給対応策が講じられるよう必要な体制を整備する。

資料3 災害時における医療機器等の供給に関する協定

## (5) 日本産業・医療ガス協会北海道地域本部

日本産業・医療ガス協会北海道地域本部は、加盟各社において、医療機関等に安定供給が可能な医療用ガス及び医療用ガス供給機器の流通在庫を確保するとともに、販売メーカーにおいて、医療用ガス等の供給上の問題が発生した場合には、速やかに医療機関等への連絡並びに調達・供給対応策が講じられるよう必要な体制を整備する。

資料4 災害時における医療用ガス等の供給に関する協定

## (6) 北海道赤十字血液センター

北海道赤十字血液センターは、医療機関等に安定供給が可能な血液製剤の流通在庫を確保するとともに、道内各供給施設において血液製剤の供給上の問題が発生した場合には、速やかに医療機関等への連絡並びに調達・供給対応策が講じられるよう必要な体制を整備する。

## 2 緊急通行車両に係る事前手続き

- (1) 道と災害時における医薬品等の供給に関する協定を締結している医薬品等関係団体の加盟各社において、災害時に医薬品等の供給に使用することとなる車両について、道を経由し、北海道警察本部（交通規制課）に「緊急通行車両事前届出書」を提出し、「緊急通行車両事前届出済書」の交付を受け、緊急通行車両を準備する。

資料5 緊急通行車両に係る手続き

- (2) 道は、災害時備蓄医薬品等の供給業務に使用する車両について、「緊急通行車両確認書」等を迅速に発行するため、事前に関係書類を取りまとめ、準備する。

マニュアル1 災害時備蓄医薬品等の供給マニュアル

- (3) 北海道赤十字血液センターは、災害時に血液製剤の供給に使用することとなる「緊急自動車」以外の車両について、必要に応じて、直接、北海道警察本部（交通規制課）に「緊急通行車両事前届出書」を提出し、「緊急通行車両事前届出済書」の交付を受け、緊急通行車両を準備する。



### 3 連絡体制の整備

- (1) 医療関係団体及び医薬品等関係団体は、災害時における確実な連絡体制を整備するため、複数の通信手段の確保（衛星電話、アナログ回線、災害優先電話、インターネットの活用、GPS 携帯等の導入）に努める。
- (2) 道及び医療関係団体、医薬品等関係団体は、それぞれの機関・団体における連絡窓口等を定める。
- (3) 医薬品等関係団体は、加盟各社並びに各社支店間等への連絡体制を整備する

### 4 停電対策

道及び医薬品等関係団体は、停電時に起こりうる問題を把握し、可能な範囲で対応策を準備する。

### 5 災害時における医薬品等供給体制の周知

- (1) 道は、医療関係団体、医薬品等関係団体、市町村及び災害拠点病院等に対し、災害時における医薬品等の供給体制を周知する。
- (2) 医療関係団体及び医薬品等関係団体は、会員及び加盟各社に対し、災害時における医薬品等の供給体制を周知する。

## 第4 災害時における医薬品等の供給・管理

### 1 医薬品等の供給要請

#### (1) 医薬品等卸売販売業者への供給要請

医療救護活動実施機関は、救護所等で使用する医薬品等（血液製剤を除く。）については、医薬品等卸売販売業者に供給要請（発注）する。

なお、医療救護活動実施機関は、医薬品等（血液製剤を除く。）の発注窓口を一本化し、重複発注を行うことのないよう留意すること。

#### (2) 医薬品等卸売販売業者からの供給が困難な場合

医療救護活動実施機関は、医薬品等（血液製剤を除く。）が不足するなど、医薬品等卸売業者からの供給が困難な場合には、道に対して、医薬品等（血液製剤を除く。）の供給について支援を要請する。

資料6 災害時医薬品等要請フロー及び様式

#### (3) 北海道赤十字血液センターへの供給要請

医療救護活動実施機関は、救護所等で使用する血液製剤については、北海道赤十字血液センターに供給要請（発注）する。

### 2 医薬品等の供給

#### (1) 災害時における医薬品等（血液製剤を除く。以下（1）において同じ。）の供給

ア 医薬品等卸売販売業者は、医療救護活動実施機関から、救護所等で使用する医薬品等の供給要請（発注）があった場合は、自ら保有する医薬品等を速やかに供給する。

イ 医薬品等関係団体は、注文を受けた医薬品等卸売販売業者の在庫での供給が困難となった場合は、加盟各社等の協力により、調整を行い、在庫を保有する医薬品等卸売販売業者が医薬品等を速やかに供給する。

ウ 道は、医療救護活動実施機関から、道が備蓄している「災害時備蓄医薬品等（13

薬効群の医薬品等)」の供給要請があった場合は、直ちに医薬品等備蓄業者に「災害時備蓄医薬品等」の供給を指示する。

また、道は、医療救護活動実施機関から、「災害時備蓄医薬品等」以外の医薬品等について不足が生じ、医薬品等の調達又は斡旋の支援要請があった場合は、医薬品等関係団体に要請する。

エ 医薬品等関係団体は、道から医薬品等の調達又は斡旋の要請があった場合には、要請のあった医薬品の供給可否について調整し、その結果を速やかに道に連絡するとともに、供給可能な場合には加盟各社に医薬品等の供給を依頼する。

マニュアル1 災害時備蓄医薬品等の供給マニュアル

マニュアル2 北海道医薬品災害対策マニュアル

マニュアル3 大災害時の対応マニュアル

マニュアル4 北海道地域本部災害時マニュアル

## (2) 医薬品等（血液製剤を除く。以下（2）において同じ。）の支援要請等

ア 医薬品等関係団体は、加盟各社において医薬品等が不足し、供給に支障が生じる可能性がある場合には、道に支援を要請する。

イ 道は、道内の医薬品等が不足し、道外からの医薬品等の調達が必要な場合、厚生労働省又は他都府県に支援を要請する。

## (3) 災害時における血液製剤の供給

ア 北海道赤十字血液センターは、医療救護活動実施機関から、救護所等で使用する血液製剤の供給要請（発注）があった場合は、自ら保有する血液製剤を速やかに供給する。

イ 北海道赤十字血液センターは、道内の在庫での供給が困難となった場合は、道外ブロック血液センターに協力を要請するなどの調整を行い、速やかに供給する。

災害時における医薬品等の供給フロー図 ※血液製剤を除く

災害発生

医療救護活動実施機関等（救護所等）

- ・救護所等で使用する医薬品等は、医薬品等卸売販売業者に供給要請（発注）する。
- ・医薬品等の卸売販売業者からの供給が困難な場合は、道に対して、医薬品等の供給について支援要請を行う。※発注窓口を一つとし、重複発注は行わないこと。

供給要請  
（発注）

医薬品等卸売販売業者

- ・医療救護活動実施機関等からの供給要請（発注）があった場合は自ら保有する医薬品等を速やかに供給する。
- ・医薬品等の在庫不足等により供給できない場合は、医薬品等関係団体に対し、加盟各社等による調整を依頼する。

支援要請  
※販売業者  
が供給でき  
ない場合

調整依頼

医薬品等関係団体

- ・道からの供給要請に基づき調整を行い、加盟各社に医薬品等の供給を指示する。

北海道

- ・医薬品等の供給支援の要請があった場合は、医薬品等関係団体等に調達又は斡旋の要請を行う。
- ・医薬品等の供給に課題が生じた場合は、供給調整を行うとともに、必要に応じ、国等関係機関に医薬品供給及び搬送支援を要請する。

- ・災害時備蓄医薬品の供給を医薬品等備蓄業者に指示する。

要請

供給

供給依頼

医薬品等卸売販売業者

- ・医薬品等関係団体等からの依頼により、医薬品等を供給する。

供給指示

災害時医薬品等備蓄業者

供給

医療救護活動実施機関等（救護所等）

- ・供給された医薬品等の代金については、後日、供給した医薬品等卸売販売業者に支払う。

### 3 医薬品等の配送

#### (1) 配送方法

ア 医療救護活動実施機関から医薬品等の供給要請（発注）を受けた医薬品等卸売販売業者及び北海道赤十字血液センターは、自らが保有する又は調達した車両等により、救護所等へ医薬品等を配送する。

イ 医薬品等関係団体は、医薬品等の配送にあたって、被災地域や道路等の被災状況等に対応できるよう、配送拠点を設けるなど必要な配送体制の確保に努める。

また、医薬品等関係団体は、被災地の状況等に応じ、共同配送などを検討する。

ウ 道は、医薬品等関係団体が行う配送手段や配送拠点の確保に関し、必要な支援を行う。

#### (2) 緊急通行車両確認標章等の交付

ア 災害時に使用する緊急車両として、事前に北海道警察本部から「緊急通行車両等事前届出済書」の交付を受けている車両については、車検証等の必要書類を添付して、所轄の警察署または検問所に提出し、「緊急通行車両標章」及び「確認証明書」の交

資料5 緊急通行車両に係る手続き

付を受ける。

イ 上記アの事前手続きがなされていない災害時医薬品等の供給業務に使用する車両については、道において「緊急通行車両確認書」等を発行するので、「緊急通行車両確認申請書」及び「車検証」（写）を提出する。

#### (3) 高速道路通行料金の取り扱い

道は、必要に応じ、高速道路を通行する緊急通行車両に対し、高速道路通行料金が無料となるよう「災害派遣従事車両証明書」を交付する。

資料7 災害派遣等従事車両に係る高速道路の通行方法

#### (4) 給油制限時における優先給油

ア 道は、災害時において給油制限が行われた場合には、医薬品等を搬送する緊急通行車両等に対する優先給油措置について、関係団体・業者に対し、要請する。  
(優先給油措置に係る支援要請にあたっては、医務薬務課が環境・エネルギー室と協議を行う。)

イ 道は、関係団体等に対し、緊急通行車両等に優先給油を行う給油所について、情報提供する。

資料 8 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

### (5) 配送に係る支援要請

ア 道は、災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送や輸送車両の提供の協力に関し、北海道トラック協会等との協定を締結しているので、他に配送方法がない場合は、支援を要請する。

資料 9 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書

資料 10 災害時における輸送車両提供の協力に関する協定

イ 北海道消防防災ヘリコプターによる医薬品等の搬送

道は、陸路が寸断された場合等において、被災地の救護所等に医薬品等を搬送する必要があると認められる場合は、北海道地域防災計画「第27節 ヘリコプター活用計画」に基づき、道消防防災ヘリコプターにより医薬品等を搬送する。

(道防災消防ヘリコプターによる搬送にあたっては、医務薬務課が危機対策課防災航空室と協議を行う。)

資料 11 北海道地域防災計画「第27節 ヘリコプター活用計画」

ウ 自衛隊への支援要請

災害時、陸路が寸断された場合において、道消防防災ヘリコプターが使用できない等、医薬品等の輸送に自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない場合においては、北海道地域防災計画「第28節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、市町村等から自衛隊に対し、支援を要請する。

(自衛隊の派遣要請にあたっては、医務薬務課が危機対策課と協議を行う。)

資料 12 北海道地域防災計画「第28節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」

#### エ フェリー等による輸送支援

道は、道外からの医薬品等の輸送に際し、通常の高運が確保できない場合には、道等の要請により準備したフェリー等により、医薬品等の緊急輸送の支援を行う。

(フェリー等による緊急輸送の支援にあたっては、医務薬務課が危機対策課と協議を行う。)

資料 13 災害時における緊急・救援輸送等に関する協定

#### オ NPO 法人等への支援要請

道は、上記方法で対応できない場合、民間ヘリの活用等を検討する。

## 4 医薬品等の供給管理

(1) 道は、医薬品等の迅速かつ円滑な供給を図るため、必要に応じ、北海道薬剤師会等の医療関係団体、北海道医薬品卸売業協会、北海道赤十字血液センター等の医薬品等関係団体の職員を招集の上、連絡会議を開催し、供給管理にあたる。

(2) 道は、被災地における医薬品等の供給・管理を適切に行うため、保健所職員及び北海道薬剤師会から派遣された薬剤師の協力を得て、救護所等における医薬品等の供給調整にあたる。

## 5 支援医薬品等の受入・管理

### (1) 支援医薬品等の集積場所

道は、市町村と協議の上、道外又は道内のメーカーや団体等から支援のため受け入れた医薬品等(以下「支援医薬品等」という。)を管理するため、必要に応じて、医薬品等を集積する場所を確保する。

(集積場所の確保にあたっては、医務薬務課が危機対策課と協議を行う。)

### (2) 支援医薬品等の受入、管理、仕分、搬送

道は、北海道薬剤師会等の協力を得て、支援医薬品等の集積場所において、支援医薬品等の受入、管理、仕分等の業務に携わる要員を確保する。

### (3) 支援用医薬品等に係る情報提供

道は、支援医薬品等の在庫状況を随時取りまとめ、医療救護活動実施機関等に情報提供を行う。

## 6 医薬品等の偏在防止

道は、医薬品等の偏在を防止するため、医療関係団体、医療機関等に必要量の購入等安定供給に協力するよう要請するとともに、医薬品等の供給状況の正確な情報を把握し、混乱のないよう医療機関等に情報提供を行う。



# 第5 被災地における医薬品等のニーズ把握と供給調整

## 1 医薬品等の需給情報の収集・提供

### (1) 情報収集

ア 道は、被災地の救護所、医療機関等の現地調査や救護班の医療関係者等からの聞き取りなどにより、適宜、医薬品等の需給状況等を把握する。

また、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を活用することにより、災害拠点病院等EMISに登録されている医療機関の医薬品等の需給状況を把握する。

イ 道は、必要があると判断した場合には、北海道薬剤師会及び医薬品等関係団体を通じて、薬局及び医薬品等卸売販売業者の店舗並びに北海道赤十字血液センターの事業所・出張所の被害や医薬品等の供給体制等について把握する。

### (2) 医薬品等の供給体制等の検討

ア 道は、被災地における医療ニーズに対応した医薬品等を迅速かつ円滑に供給するため、必要に応じ、上記(1)で把握した情報などを基に、道が招集する「救護班派遣等調整本部」会議や振興局に設置する「地域災害医療対策会議」において、また、適宜、医療関係団体及び医薬品等関係団体の職員を招集し、被災地の医療ニーズに対応した医薬品等の供給体制等について検討する。

イ 医療関係団体及び医薬品等関係団体は、道から要請があった場合には、道(医務薬務課)に連絡員を派遣する。

資料 14 救護班派遣等調整本部設置要領

資料 15 地域災害医療対策会議設置要領

### (3) 情報の提供

ア 道は、被災地の救護所等における医薬品等の需給状況などについて、適宜、医療関係団体及び医薬品等関係団体に対し、情報提供する。

イ 道は、医薬品等の需給状況から、必要があると認められる場合には、厚生労働省医政局経済課に対し、適宜、情報提供する。

## 2 被災地における医薬品等の供給調整

道は、被災地において、医療ニーズに応じた医薬品等の供給を行うため、保健所職員や北海道薬剤師会から派遣された薬剤師を「災害薬事コーディネータ」として、救護所や医薬品等集積場所等に配置し、医薬品等の供給調整や仕分け、管理等を行う。

資料 16 北海道災害薬事コーディネータ設置要領

## 3 救護班等における医薬品等に係る対応

### (1) 救護班における医薬品等の要請

救護班は、救護所等に保管されている医薬品等に不足が見込まれる場合や新たに必要となる医薬品等がある場合は、救護所等を設置した市町村等の担当者に連絡する。

### (2) 救護班間における情報共有

ア 救護班は、道など関係機関を通じて、救護所等における医薬品等の需給状況や保有状況等に関する情報を入手するほか、メーリングリストなどネットを活用し、救護班間での情報の共有に努める。

イ 道は、先に派遣されている救護班から、救護所等において必要となる医薬品等の情報提供があり、緊急措置として、引き継ぐ救護班へ伝達する必要がある場合には、その連絡調整にあたる。

資料 17 救護班間での医薬品等の情報伝達

### (3) お薬手帳の活用

北海道薬剤師会は、被災地における被災者に対する継続した医療の確保と医薬品の適正使用のため、必要に応じ、お薬手帳を医療救護活動実施機関へ供給するとともに、派遣された薬剤師による、救護所や避難所等でのお薬手帳を活用した被災者に対する服薬管理に努める。

## 第6 その他

### 1 その他

#### (1) 災害時における医薬品等の費用負担について

医薬品等の供給を受けた医療救護活動実施機関は、後日、当該医薬品等を供給した医薬品等卸売販売業者及び北海道赤十字血液センターからの「請求書」に基づき、医薬品等の代金を支払うこととなる。（請求書等の関係書類は保管しておくこと。）

なお、災害救助法が適用された場合には、救護所や避難所等において、医療救護活動で使用（消費）された医薬品等の代金については、後日、道から支弁されることとなる。

資料 18 災害時における医薬品等の費用負担

#### (2) 各種通知の発出について

道は、災害時における医薬品等の供給方法や保険診療・調剤の特例的な取扱いなどについて、厚生労働省から通知があった際には、速やかに医療関係団体、医薬品等関係団体及び医療機関等・薬局等に伝達する。

#### (3) 災害訓練の実施

道は、医療関係団体及び医薬品等関係団体の協力を得て、災害時における医薬品等の供給に係る訓練を行う。